

令和6年度神奈川県内部統制評価報告書 審査意見書

神奈川県監査委員

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 7 年 9 月 16 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	斉	藤	た	かみ

1 審査の対象

「令和6年度神奈川県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度神奈川県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「神奈川県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。令和6年3月改定）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、下記（注）に記載のとおり、評価手続の一部に不適切な事項があることから、評価手続に係る記載は一部相当ではないと考えられる。また、当該事項を除いた範囲において、評価結果に係る記載について審査したところ、「財務（会計、財産管理）に関する事務」「情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務」「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」のそれぞれについて、運用上の不備の件数の減少が見られず、引き続き不祥事防止に向けて取組の強化が求められる状況である。一方で、これまでの監査委員の意見等を踏まえ、今回の報告書において、「財務（会計、財産管理）に関する事務の不備の増加」について分析を行うとともに、具体の対策をまとめるなど、評価すべき取組もあることから、概ね相当であると結論付けた。

なお、内部統制制度が導入されて5年が経過する中で、上記のように依然として運用上の不備が減少しない状況を踏まえると、改めて内部統制制度の実効性が高まるよう制度の運用等について検討する必要があると考えられる。

（注） 把握すべき内部統制の不備が「運用上のリスク評価シート」により漏れなく把握され、内部統制の評価手続が適切に実施されているか確認したところ、服務違反の不祥事として公表されている事案について、内部統制推進者である当該所属において自己評価を行っていないものが見受けられた。

5 その他指摘事項等

(1) 進行管理や確認の徹底について

先述した報告書の「財務（会計、財産管理）に関する事務の不備の増加」で取り上げられた「支払手続の遅れ」、「支出命令額の誤り」、「調定額等の誤り」、「財産手続の漏れ、誤り」については、監査においてもその件数の多さについて課題認識を持っている。加えて、これまでの内部統制評価報告書審査意見書において繰り返し指摘してきた予算の執行に当たっての科目誤りについても発生が続いており、歳入歳出決算書等の計数に誤りが生じる結果となるので、引き続き防止に努める必要がある。

こうした状況に歯止めをかけるために、各所属においては、進行管理や確認の徹底を図るとともに、取組を進めるに当たっては、デジタル技術の積極的な導入を図るなど、事務の改善や効率化の実現を目指す必要がある。

(2) 報告・連絡・相談による情報共有の徹底について

令和6年度中に行った会計管理者等の現金の出納事務を対象とした例月出納検査において、実際の保管現金残高と公金の受払額を集計した金融機関データに差額が生じていた。そのため是正を繰り返し求めたものの、担当課内において情報が正確に共有されなかったことを主因として対応が遅れ、是正が完了するまでに約6か月も要したという事案が生じた。

こうした事案を生じさせないために、各所属においては、報告・連絡・相談による情報共有の徹底を図る必要がある。

(3) 「利用者への虐待」について

報告書において、障害者支援施設である中井やまゆり園における利用者への虐待の発生について、「内部統制対象事務以外の事務の重大な不備」として取り上げ、その根絶は最重要課題とされているが、当該施設では過年度から繰り返し利用者への虐待が発生しており、再発防止に向けた対応が急務である。

さらに、こうした事案は、その事態の重要性を鑑み、全職員が自分事として捉え、課題認識を共有するとともに、日々の業務の中でその反省を活かして取り組む必要がある。

なお、報告書では、利用者への虐待の全庁的なリスクへの位置付けについて、『虐待』が発生する可能性のある所属は一部に限られていることから『全庁リスク』とすることは適切ではない」としている。この点については、内部統制制度導入当初から、「全庁リスク」と「個別リスク」の定義が明確になっていないという課題があるため、明確化した上で整理すべきであると考える。